

新型コロナウイルス感染症への対応について

当所では、政府からの「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日決定）」に基づく要請を受け、2020年3月31日（火）までの期間（予定）において、下記のとおり対応することといたしましたので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、感染状況等の変化に応じて、今後、対応を変更する可能性がございます。

記

1. 当所主催の会議等について

(1) 議員総会・常議員会等

- ・議件に審議事項のあるものについては、原則、予定どおり開催します。
- ・議件以外の報告事項や講演の中止または延期など、会議時間の短縮や出席人数の限定による会議規模の縮小を検討します。

<開催の際の留意事項>

- ・咳や熱など風邪の症状がある場合には、参加をご遠慮いただくことがあります。
- ・会場での手消毒の徹底をお願いします。（会場入口には消毒液を設置）
- ・マスクの用意がない出席者が希望した場合は、マスクを配布します。

(2) 上記以外の会議、セミナー、講演会等

- ・参加者が50名以上の会議、セミナー、講演会等については、関係者の意向等を踏まえて中止も含め検討します。
- ・共催後援団体、協力企業団体から中止要請があった場合は中止とします。

(3) 懇親会・交流会（飲食を伴うもの）

- ・飲食を伴う懇親会・交流会、昼食会の開催は、主催する組織の長（委員長、座長等）と相談のうえ、原則として開催を控えます。

2. 当所事務局の対応について

(1) 出勤について

- ・事務局員本人が、当日37.5度以上の体温がある場合は、出勤を見合わせます。
- ・少しでも体調が良くないと感じた場合、出勤前に検温をするなど、体調管理を徹底します。
- ・事務局員の家族等で発熱等の風邪症状がある場合、必ず総務部に報告します。

(2) 時差出勤・テレワーク

- ・現時点で実施の予定はありません。

(3) 出張

- ・不要不急の出張は極力見合わせます。
- ・出張する場合は最小限の人数にとどめます。

(4) その他

①懇親会について

- ・プライベートを含め、極力控えます。

②接客・打合せ（内部打合せ含む）について

- ・相手の了解を取った上で、極力電話、メール等を使用するなど、感染防止に努めます。
- ・少しでも体調の悪い事務局員は応対しないよう、部署内で調整します。
- ・マスクの着用、相手との距離を置くなどの対応を行うとともに、時間の短縮を心掛けます。

③その他

- ・手洗い、手消毒の徹底、マスク着用等、個人での感染防止策に努めます。
- ・所内での手接触箇所等の清掃に努めます。